

A Compass
to Find
Your Way

EU競争法解説

EU競争法と食品企業

欧洲連合日本政府代表部 第3回在欧食品協議会

亀岡 悅子

Atsumi & Sakai Brussels EU

(渥美坂井法律事務所・外国法共同事業ブリュッセルオフィス)
代表パートナー

ニューヨーク州弁護士 ブリュッセル弁護士会Bリスト弁護士
法学博士

etsuko.kameoka@aplaw.jp

ブリュッセル 2024年11月28日（木）

 Atsumi & Sakai Brussels EU



EU競争法について

EU競争政策と食品分野

- ・消費者に対する小売価格引き下げの可能性を維持すること、そして小売業者間の競争を確保することは、競争政策の重要な目的。
- ・高いインフレにより消費者が苦労していることに留意。
- ・競争担当委員(テレサ・リベラ氏)

EU市民・消費者に影響を与える「食品」と「エネルギー価格」に注目。高額な食品およびエネルギー価格を引き起こす反競争的な行為を審査。ヨーロッパの食品および農業部門の競争力と持続可能性に影響を与える慣行を重点。

- ・農業担当委員(クリストフ・ハンゼン氏)

農家やその他の農業関連事業者が、小売業者に対する交渉力を高めるための協力を求める際、EU法の下でより柔軟な対応が認められることを強調。

EU競争法の執行



EU競争法の行政手続上の主な執行機関

- ベルギーのブリュッセルにある欧州委員会競争総局（欧州委）

欧州委による競争法執行

- EU機能条約や指針などのEU法に基づく行政手続

EU競争法でカバーされる分野の広がり

- 欧州でのビジネスを広くカバーし、その範囲は広がる傾向

カルテル審査対応、サプライチェーンの構築、R&D契約、共同販売・マーケティング契約、ライセンス契約・交渉、M&A、合弁事業設立、EU加盟国からの国家援助規制、EU以外の国からの外国補助金規制、EU域内への対内直接投資（FDI）規制、デジタル市場規制など

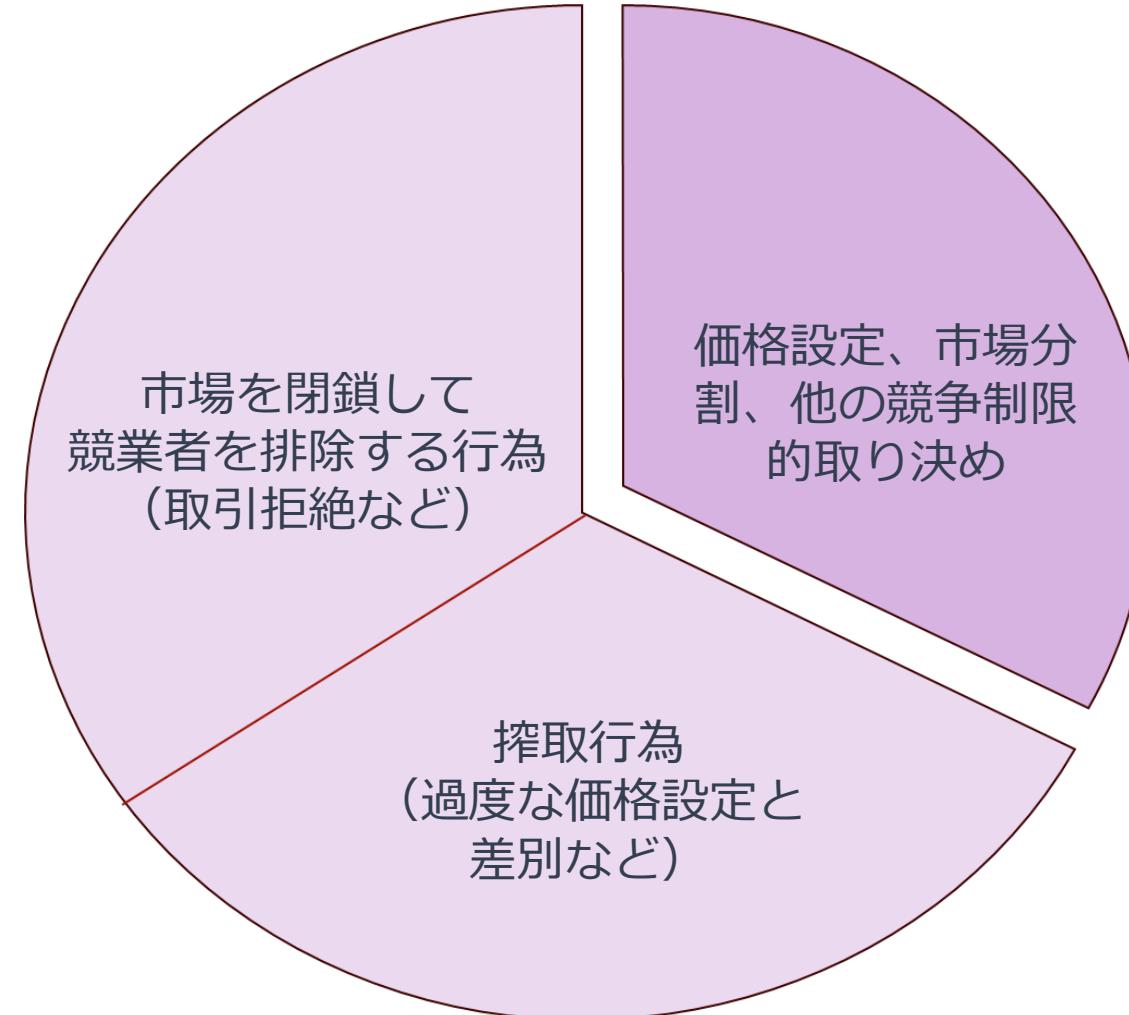
損害賠償請求訴訟や差し止め請求

EU法違反に基づく損害賠償請求訴訟、差し止め請求など

違法な協定と支配的地位濫用についてのEU機能条約の規定

支配的地位にある企業は、特に注意が必要。「支配的であるか」の判断は、問題となっている各行為について判断（販売契約の場合、契約対象製品の市場占有率）。

支配的地位にある企業の危険性の高い行為や慣行を問題とする（102条違反）



全ての事業者にとって、危険度の高い協定や慣行を取り締まる（101条違反）



加盟国間の並行輸入の禁止

チョコレート製品、ビスケット、コーヒー製品



- 2024年5月、欧州委は、Mondelez International, Inc.に対して、その市場支配的地位を濫用して、チョコレート、ビスケット、コーヒー製品の並行輸入を制限したことを理由に、3億7,500万ユーロの制裁金を課す。
- 不当に価格の高い国における価格を下げるこことできず、EUの消費者に不利益をもたらした。欧州委によると、Mondelezの違法行為により、加盟国間で10%から40%の価格差を生じた。
- 域内市場での並行輸入を制限し、人為的に市場分割する戦略について欧州委が課した最高額。
- 制裁金額を決定するにあたり、欧州委は違法行為の深刻性と期間、ならびにMondelezの売上額を考慮。Mondelezは違法行為を認めて審査に協力したため、15%の制裁金の減額が認められた。

加盟国間の並行輸入の禁止 Mondelez事件

Commission fines **Mondelēz** €337.5 million for restricting cross-border trade of chocolate, biscuits, and coffee products



ソース：欧州委員会

チョコレート製品、ビスケット、コーヒー製品



Mondelezが22の協定・協調行為を通じて、以下の行為を行ったことがEU機能条約101条に違反

- 7つの卸売業者との契約で、Mondelez 製品の再販が可能な地域・顧客を制限。
- 輸出品に対して、国内販売と比較し高い価格を適用することを契約上、要求。
- 10の独占販売業者に対し、事前許可なしに、別のEU加盟国に所在する顧客からの販売リクエストに応じることを禁止（すなわち、「受動的販売」を制限）。

以下の行為は、EU機能条約102条に違反

- 価格が高いオーストリア、ベルギー、ブルガリア、ルーマニアでのチョコレート製品の再販を防ぐために、ドイツのブローカーへの供給を拒否。
- チョコレート製品を、Mondelezが高価格で販売していたベルギーに輸入されるのを防ぐため、オランダへの供給も停止。

加盟国間の並行輸入の禁止

- ・ 「並行輸入の禁止」と同様の効果を生じている契約書や慣行。
- ・ EUでは、EU設立の重要な目的である「単一市場の創設・維持」へのダメージとなる並行輸入の禁止は、厳しい取り締まりの対象。
- ・ 並行輸入の禁止は伝統的な違法行為だが、現在も欧州委の執行優先分野。今回の高額の制裁金で注意を喚起。競争政策担当委員は、今後も並行輸入禁止について審査を続けていくことを明確に宣言。
- ・ これまで並行輸入が問題になったケースは違法な取り決め（101条）として問題になっているケースが多い。Mondelez事件は支配的地位濫用（102条）として審査。

- 欧州委は、2019年に、 Anheuser-Busch InBev NV/SA (AB InBev) がベルギーのビール市場で支配的地位を濫用（102条）して、オランダからベルギーへのより安価なJupilerビールの輸入を妨害したとして約2億ユーロの制裁金を課す。
- AB InBevは、世界最大のビール醸造会社。ベルギーにおいて最も人気のあるビールブランド Jupilerは、販売量ベースでベルギーのビール市場全体の約40%を占める。
- AB InBevは、オランダやフランスを含む他のEU加盟国でもJupilerを販売し、オランダにおいては、競争の激化により、ベルギーよりも低価格で小売業者および卸売業者に供給。
- オランダからベルギーへの並行輸入を妨げるために、一部のオランダの卸売業者への供給を制限。
- AB InBevが周辺諸国からのビールの輸入を妨げ、ベルギーのビール市場における支配的地位を維持・強化。

並行輸入の禁止 -違法行為の例-

製造元などが設定した価格や流通戦略を保護する目的で、EU市場での自由な流通を妨げる行為

- 再販売可能な国の制限
- 顧客制限
- 正規品と並行輸入品の価格差別し、並行輸入品に対して制裁
- 非公式な輸入ルートを通じた商品を購入しない義務
- 販売量制限
- 抱き合わせ
- 包装などの外装や記載内容の変更義務
- 並行輸入をしないことを条件とするリベート
- 市場での販売停止



再販売価格維持

再販売価格維持

- ・重大な競争法違反となるリスク。
- ・一定の最高価格設定や推奨価格設定は、義務的な再販価格設定と判断されない限り、許容される。
- ・契約内容だけでなく、背景や状況を考慮して違法性を判断。
- ・1つの加盟国のみを対象とする再販売価格設定でも、EU加盟国間の通商に影響を及ぼすと判断され、EU競争法が適用されるリスク（直接・間接に、現実に・あるいは可能性として、加盟国間取引に影響する可能性が十分にあれば、EUレベルでの審査）。



カルテル行為の禁止

リテールアライアンス (Retail Alliance)



- リテールアライアンスは、複数の小売業者が協力し、共同で商品を仕入れたり、マーケティング活動を行ったり、物流やITシステムを共有することでコスト削減や売上の拡大を図る。
- 欧州委が審査した例として、AgeCoreとCoopernicへの審査があり、2023年、審査は打ち切られている。
- AgeCore は、2015年に 以下の6企業のアライアンスとして設立された。
Colruyt (Belgium)、Conad (Italy)、Coop (Switzerland)、Edeka(Germany)、
Eroski (Spain)、Intermarché (France) 。
- 欧州委は、AgeCore および Coopernicが、製造業者と違法な取引条件を交渉した可能性を示唆 (EU機能条約101条違反)。また、欧州委は、選択肢や価格の点で、イノベーションや消費者に悪影響を与えることにより、競争を制限した可能性があるかについて審査。

リテールアライアンス (Retail Alliance)



- これらの国際的な小売連合が、加盟メンバーに代わって製造業者と一定の取引条件を交渉。特にプロモーションなどのサービスの対価として、購入総額に基づくリベートを交渉。これらの取引条件は、小売業者と製造業者の国内レベルでの条件を補完。
- 共同購買協定としては、供給業者に対して一定の購買力を生み出すことを目指しており、消費者にとっては価格の引き下げ、より多様な商品、より高品質な商品の提供につながる可能性。
- 状況によっては、これらの協定が共謀や競争制限を可能にし、値上げや供給の減少を引き起こすリスク。
- 本件においては、競争制限効果が生じた証拠は確認されず、審査取り下げ。特に、欧州委は以下の事実を重視：
 - リテールアライアンスが締結した契約は、小売業者の製造業者からの商品購入と密接に関連しており、国内レベルでの同様の取引で使用される条件と類似、
 - 小売業者は、アライアンスを通じて交渉することで、集団的な交渉力を発揮、および
 - リベートは小売業者の価格戦略に寄与。競合の価格を考慮して低い価格を設定するなど、小売価格を引き下げる可能性。

ノルウェー産アトランティックサーモン



- 2024年1月末、欧州委は、ノルウェーのサーモン生産6社に対し、EUのスポット市場でのカルテル審査の正式開始を通知（101条違反）。
- ノルウェーは世界での養殖アトランティックサーモンの50%以上の生産量を有し、EUは最も重要な輸出先。
- 2011年から2019年の間、ノルウェー関与企業は、価格、販売可能量など商業上の機密情報を交換していた疑い。
- 日本の商社の100%子会社も、ノルウェー産アトランティックサーモン養殖・販売事業における、欧州競争法違反の疑いを通知する異議告知書を子会社と共に受領。
- リニエンシー申請や第三者からの正式不服申し立てではなく、複数の企業からの通報により、欧州委が職権で審査中。

ノルウェー産アトランティックサーモン



- 異議告知書送付直後の今年3月、Marks and Spencer、Morrison's、Aldiなどの英国小売スーパー7社が、英國競争審判所(CAT)に損害賠償訴訟を提起。
- 6億7500万ポンドの損害賠償を請求。
- EUカルテル審査に関与しているノルウェー企業が相手方だが、欧州委のカルテル審査の対象から除かれたスコットランドの生産者、Scottish Sea Farmsも今回の私訴の対象。
- その他にも、消費者を代表する訴訟が提起される。訴訟ファンドを使った法律事務所が欧州の小売業者とスーパー・マーケットを代表して、損害賠償請求。すでに複数の企業が参加。
- 損害賠償請求の場合には、欧州委が違法行為関与を充分に証明できなかった関与企業も対象とすることができるだけでなく、間接的にカルテルの影響を受けた被害者も訴え提起が可能という利点があり、活発になる傾向。
- 欧州委の最終決定以前でも、訴訟提起が可能。

EU競争法違反に基づく損害賠償請求訴訟

- 2014年、ギリシャ競争当局は、国内ビール市場での支配的地位を濫用したとして、ハイネケンの子会社であるアテネビールに対して制裁金。
- ハイネケンはオランダに本社。ギリシャの競合企業であるマケドニア・スラヴビールは、ハイネケンとアテネビールの両者を相手取って、1億ユーロを超える損害賠償を求め、オランダで訴訟提起。
- あるEU加盟国で行われたEU競争法違反に対して、他のEU加盟国で損害賠償を求める条件が問題となる。
- オランダの最高裁判所は、同国の裁判所が判断する権限を有するかを明確にするため、EU司法裁判所に先決判決を求める。
- 今年9月、オランダ国内裁判所の管轄を認めるとEU司法裁判所は判断。
- 親会社が子会社のほぼ全ての資本を保有している事実は、両者の間に密接な関係があることを示す強い証拠であり、それ以外の証拠を要することなく管轄を主張できる（ハイネケンは、違反行為の際にアテネビールの約98.8%の株式を保有）。
- そのような場合、親会社と子会社が共同、または連帯して違反に対して責任を負う可能性が高く、ハイネケンはギリシャの子会社によって行われたEU競争法違反に対して、責任を負う可能性がある。



EU加盟国の状況

紅茶

- 昨年12月、フランス競争当局は、Mariage Frères に対し、15年に渡り自社ブランド製品のオンライン販売を禁止していたとして、4百万ユーロの制裁金を課す。
- 選択的流通販売制度などを使わない、流通販売制度の電子商取引に関連。

缶詰食品

- 今年1月、フランスの競争当局は、食品容器に有害な化学物質が含まれているかに関する情報公開を制限することに合意したとして、3つの缶詰製造団体、労働組合、およびその加盟企業に対し、約2,000万ユーロの制裁金。
- Bonduelle、Unilever、Andros、Charles & Alice、Cofigeo、Conserves France、D'Aucy、General Mills、および缶供給業者であるArdagh、Crown、Massillyは、これらの団体の会員企業として、反競争的な目的を持つ会合に参加したことにより、総額1,580万ユーロ超の制裁金（2021年に、欧州委も同様のカルテル審査をし、制裁金を課している）。

ポテトチップス



- ・ イタリアの競争当局は、今年9月26日、イタリアでポテトチップスメーカーに立ち入り検査を実施。
- ・ Amica ChipsとPataは、顧客を割り当て、大規模小売チェーンへの価格提案を調整し、過度な高価格を維持していたとの疑い。
- ・ 当局の設けた匿名での通報制度を使って、反競争行為の情報が当局へ通報されたことが審査のきっかけ。



サステナビリティ協定

サステナビリティ協定について101条適用免除についての指針



- ・ サステナビリティ協定には、イノベーション、食品ロスの削減、健康的な食生活の促進などを目的とする競業企業間の取り組みを含む。
- ・ 2023年7月に発表された改正「水平的契約についての指針」では、サプライチェーン全体における持続可能性基準や要件に関して競争相手間の協力を可能にするために、「持続可能性標準化協定」(Sustainability Standardization Agreements) が認められている。例：競合企業が包装資材の統一、非持続可能なプロセスの代替措置、動物福祉の向上、品質マークやラベルの導入など最終消費者を意識した取り組みについての協議。
- ・ 2023年12月、アグリフード分野のサステナ協定についての競争法上の評価について、新指針を採択。さらにサステナ協定を促すアプローチ。水平的・垂直的協定をカバー。
- ・ 101条違反を免れるサステナ協定についての条件を示す。持続可能性基準を達成するために不可欠な場合、農業部門における特定の制限的な協定について、競争法上の違法免除。
- ・ 農業生産者、アグリフードチェーン従事者が共同でサステナ事業を行う際、どのような取り決めにするかのガイダンス。生産へのインプットサプライヤー、流通販売業者、輸送関連事業者などが関わる協定も対象。



EU外国補助金規制

EU外国補助金規制



- 2023年10月から、EUでは、公的補助金や経済的支援を受けた事業者による大型M&A 取引（買収、合併、合弁設立）と大規模公共調達手続応募に際し、事前届出を義務付ける。
- 11月14日、フランスの冷凍食品小売チェーンPicardの支配関係の変更について、Intermediate Capital Group (ICG) とImanesが届出。
- 現在、PicardグループはLion CapitalとZouari家が共同支配。取引が実行されれば、ICGとImanesによるPicardの共同支配なる。
- ImanesはZouari家が支配するフランスの企業。ICGはロンドン証券取引所上場の英国企業。
- 欧州委は原則として、来月19日までに、承認あるいは詳細審査開始の判断を下す。
- EU企業結合規制についても届出をし、EUの簡易審査手続の下、本年11月15日に承認されている。



FDIスクリーニング規制

FDI（外国直接投資）規制

- EUのFDIスクリーニング規則は、2020年10月11日から全面施行。加盟国が外国投資を審査するための枠組みを設ける。
- この規則では、食料供給チェーンを含む重要なインフラや、安全保障および公共の秩序に重要な技術といった分野に重点を置き、特に重要なインフラや食料安全保障に関わる食品分野への投資は、審査の対象となり、事前届出が必要となるリスク。
- 加盟国レベルでは、FDIスクリーニングの食品分野への適用は、投資の性質や国家利益への潜在的な影響といった具体的な状況により国ごとに異なる。
- ベルギーFDIルールでは、食品分野は明示の対象ではないが、「食料安全保障」や食料供給チェーン内的重要インフラに関する投資は、規制対象となる可能性。EU規則とベルギーのFDIルールによると、安全保障および公共の秩序への影響を判断では、「食料安全保障」へのインパクトを考慮に入れる。
- ベルギーでは「食料安全保障」を理由とするFDI届出は、今のところない模様（取引製品の栄養価が「食料安全保障」上重要と見なされるには十分ではないと判断した事例。）

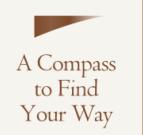


食品サプライチェーンに関する EU指令2019/633

食品サプライチェーンに関するEU指令2019/633



- 2019年4月17日の「農業および食品のサプライチェーン(agri-food supply chain)における企業間の不公正な取引慣行について」の指令 2019/633(EU)は、2019年4月25日に公布され、2019年4月30日に発効。
- 2021年5月1日までに、EU各国で国内法化されることが定められた。加盟国は、より厳格な規定を定めることができる。
- 指令は、初めてEU市場での不公正な取引慣行に対する統一基準を導入した。複雑な規定は含んでいない。指令にて、ブラックリスト(違法行為)とグレーリスト(同意がない場合、違法行為となる)を定めるなど、制限される行為の明確化。
- 指令は、農業・食品分野における濫用行為を禁止し、農業従事者や小規模企業へマイナスの影響を与える行為を回避しようとする。そのため、大規模事業者による農産物や食品の販売に関連する一定の不公正な取引慣行に適用。農業従事者や小規模ビジネスに対する、巨大スーパーの著しい不均衡な交渉力の濫用防止は典型的な例。
- 農家から大規模総合スーパーまで広い範囲の取引当事者が対象。加工食品や鮮魚等の卸販売もカバーされる。また、供給者には、個々の事業者と事業者団体を含む。
- 買い手から供給者への支払いの遅延、直前の取引キャンセル、条件の一方的な変更、商業的報復の脅しが例。供給者から買い手への仕入れや広告、マーケティング、職員の扱いまで規制対象。



**Creative Thinking
& Innovative Solutions**

AS Atsumi & Sakai Brussels EU



Thank you for listening